

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：文部科学省 勧告日：平成25年11月12日 回答日：平成26年6月19日

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

1 預け金・プール金・無駄遣いの防止

- 物品購入等の発注・検収を事務局の責任の下で実施（業務委託も対象に）
 - ・ 発注・検収のチェック体制が不十分な大学あり
 - 発注への事務局関与なし、検収への事務局関与なし又は不十分
- 謝金支給・備品の管理を事務局の責任の下で実施
 - ・ 勤務管理、購入設備・備品の管理が不十分な大学あり
 - 非常勤雇用者の勤務条件及び勤務状況の事務局確認が未実施、換金性の高いパソコンを消耗品扱い（多数のパソコンが所在不明の例あり）
- 計画的な執行
 - ・ 研究期間最終年度末の使い切り抑止対策が不十分な大学あり
 - 年度末に、研究費の3割以上執行、高額機器や多数のパソコン等購入

- ガイドライン（平成26年2月18日）、研究機関使用ルール（平成26年4月）を改正し、下記について明記
- 発注・検収業務については、原則、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用すること
 - 非常勤雇用者の雇用管理については、原則、事務部門が実施すること及び換金性の高い物品（特にパソコン）については、研究機関において備品等として管理すること
 - 繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費の計画的な執行管理の徹底及び研究費に残額が生じる場合、配分機関へ返還すること

2 間接経費の使途の明確化

- 使用方針の作成、文科省による使用実態把握と評価の実施
 - ・ 間接経費の使途が不明朗
 - 計画的・適正な執行の前提である使用方針が未作成の大学あり
 - 文科省では、大学における使用実態を未把握。評価も未実施

- 間接経費の執行に係る共通指針（平成26年5月）等を改正し、下記について明記
- 研究機関における間接経費の使用方針の作成状況等の実態を把握するとともに間接経費の運用状況に係る評価及び結果の公表について平成26年度中に方法を検討

3 文科省による指導の厳格化

- 研究費の管理・監査に係る指導の徹底と制裁措置の導入
 - ・ 文科省による預け金、プール金等防止対策に関する大学への指導は不十分

- 研究機関におけるガイドラインの履行状況について調査を行い、機関に対して適切な指導等を実施
- 研究機関における体制整備等の状況について不備がある場合は、間接経費措置額の減額等、厳格にペナルティ措置を実施
- ペナルティ措置は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事項」の実施の有無を基準

科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 実施時期 | 平成24年12月～25年11月 |
| 2 調査対象機関 | 文部科学省、独立行政法人日本学術振興会、大学（61）、事業者、関係団体 |

【勧告日及び勧告先】 平成25年11月12日 文部科学省

【回答年月日】 平成26年6月19日

【調査の背景事情】

- 我が国の重要政策の一つとして位置付けられている科学技術イノベーションを推進する上で、大学等研究機関における独創的で多様な世界トップレベルの基礎研究や国家安全保障・基幹技術等の研究開発の推進は重要。
- これら研究を推進する上で重要な競争的資金制度の中核を成す科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）が対象。
- 科研費の予算額は、平成15年度の約1,765億円から24年度には約2,566億円（対15年度比145.4%）と、ここ10年で約1.5倍に、また、採択件数（新規及び継続）も15年度の約4万件から24年度には6万9,000件に増加しており、科研費の平成24年度の予算規模は、各府省に係る競争的資金全体の約6割。
- 科研費を含む公的研究費（以下「科研費等」という。）は、適正に使用することが強く要請されている中で、文部科学省は、平成19年に、大学等の研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を通知するなど、不正使用防止に関する取組を実施。
- しかし、その後も業者への預け金（注）の発生等研究費の不正使用の事案が発覚したことを受け、文部科学省が公的研究費の経理に関し調査を実施した結果、少なくとも19機関において、上記ガイドライン施行後の平成20年度以降に不適切な経理（計約1億7,200万円分）があったことが判明（平成25年4月）するなど上記の取組の実効性の確保が課題。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、科研費等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査。

（注） 「預け金」とは、業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるものである。

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>1 科研費等の不正使用防止対策等の推進</p> <p>(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進</p> <p>ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>文部科学省は、いわゆる「預け金」といった科研費等の不正使用を防止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ガイドライン、「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（以下「研究機関使用ルール」という。）、公募要領その他の適切な手段により、次の i）及び ii）に係る具体的な基準、指針等を作成し、各研究機関に示すとともに、それらに沿った各研究機関における取組を徹底させること。</p> <p>また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。</p> <p>i) 物品購入等の発注及び検収は、事務局が実施することが原則であることを明確に位置付けるものとする。</p> <p>また、各研究機関の判断により、事務局が発注及び検収を行わない例外的な措置を講ずることとする場合については、当該措置に係る物品の金額、性質等の範囲、納入形態等が真にやむを得ない必要最小限のものに限定されるようにするとともに、事務局がその責任の下で実質的に管理する厳格な実施体制を構築することを義務付けるものとする。</p> <p>ii) 事務局による発注及び検収の対象範囲は物品購入に限定せず、役務契約についても対象とすることを明確に位置付けるものとする。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 研究機関は、発注・検収業務について当事者（研究者）以外によるチェックが有効に機</p>	<p>平成 26 年 2 月 18 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を改正し、以下の事項を「機関（注）に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」、「文部科学省が実施すべき事項」、「配分機関が実施すべき事項」として明確に位置付けるとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の運用について（通知）」（平成 26 年 2 月 18 日付け 25 文科振第 620 号文部科学省研究振興局長通知）により、ガイドラインを各研究機関に通知し、所要の取組や関係者への周知を要請した。また、今後は各研究費の説明会等においても、ガイドラインにおける取組を各機関に対して要請する予定である。</p> <p>（注） ガイドラインにおいて「機関」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等公的研究費の配分を受ける全ての機関をいう。</p> <p>この中で、総務省の調査対象となった 61 機関を含むガイドラインの対象機関に対して、ガイドラインの履行を確保する方策として、「機関に実施を要請する事項」等に係る体制整備等の実施状況を把握するため「体制整備等チェックリスト」を今回のガイドライン改正に則し改訂することのほか、文部科学省が履行状況について調査を行い、有識者による検</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>能するシステムを構築・運営することが必要</p> <p>○ 研究機関は、全ての物品において発注当事者以外による検収が困難な場合は、補完的な措置をとることが必要</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 発注段階での事務局関与が徹底されていない例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての物品について研究者に発注を委ねているもの (5大学) ・ 高額備品(注)について研究者に発注を委ねているもの (9大学) <p>(注) 研究者発注可能な基準額の上限を「150万円未満」又はそれ以上に設定している備品</p> <p>○ 検収段階における事務局関与が徹底されていない例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての物品について事務局検収していないもの (1大学) ・ 一部の物品について事務局検収していないもの (19大学) ・ 研究室検収(発注者以外の教職員による検収)において発注者となる研究代表者が検収担当者を指名しているもの (2大学) ・ データ入力等業務委託に係る事務局検収又は補完措置を未実施のもの (5大学) 	<p>討も踏まえ、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合(付与した管理条件が未履行な場合)は、間接経費措置額の減額等のペナルティ措置を講ずることとした。</p> <p>今後、平成26年の秋頃を目途に、文部科学省が、ガイドラインの履行状況に係る調査を行い、機関に対して適切な指導、助言を行う予定である。また、平成27年度以降においては、履行状況調査等の結果を踏まえて、厳正な指導やペナルティ措置を講ずる予定である。なお、ペナルティ措置を講ずる際は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事項」の実施の有無を基準に厳格な運用を図る予定である。</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用すること ・ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用すること ・ 物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施すること <p>(実施上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者による発注を認める場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）することが必要であること。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないこと</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊な役務に関する検収について、実効性ある明確なルールを定めた上で運用すること <p>(実施上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物、完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要であること <p>(文部科学省が実施すべき事項)、(配分機関が実施すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインにある「機関に実施を要請する事項」の履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、次の措置を講ずる。

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>(ア) 管理条件の付与</p> <p>文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知すること</p> <p>(イ) 間接経費の削減</p> <p>配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。</p> <p>間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引き上げる（上限は間接経費措置額の15%とする）。</p> <p>(ウ) 配分の停止</p> <p>間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止すること</p> <p>また、科研費については「研究機関使用ルール」において、ガイドラインに明記された事項を踏まえつつ、役務契約についても発注・検収の対象とすることを明確に位置付ける等の改正を平成26年4月に行い、同月の交付内定時に各機関に通知した。さらに、6月下旬から7月上旬にかけて全国7地区で開催予定の科学研究費助成事業実務担当者向け説明会</p>

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 研究機関に対し、当該研究機関に係る取引事業者が不正な取引を行った場合の取引停止等のルール等について、説明会の開催、文書での配布等の方法により当該事業者に対し周知徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、取引事業者が属する主要な団体に対し、関係する会員事業者への指導の徹底を図るよう要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 研究機関は、いわゆる「預け金」を防止するために、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した大学の取引事業者及び取引事業者に係る団体（全国組織）の中には、①大学からは各種取引ルールや不正使用防止の取組あるいは不正取引業者への取引停止処分方針等に関する周知は特段受けていないとするものや、②所属する事業者に対して不正使用の防止等に係る法令等遵守の周知・啓発を特に行っていないとするものあり</p> <p>(15 取引事業者及び理化学、分析、実験用等の各種科学機器や試薬等消耗品などの製造・販売を手掛ける事業者に係る 2 団体（全国組織）の計 17 事業者等中 15 事業者等)</p>	<p>等においても、周知の徹底を図る予定である。</p> <p>ガイドラインに以下の事項を「機関に実施を要請する事項」として明確に位置付けるとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の運用について（通知）」により、ガイドラインを各研究機関に通知し、所要の取組や関係者への周知を要請した。</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針、ルール等を含め、周知徹底すること <p>また、文部科学省では、平成 26 年 3 月、4 月に、ガイドラインの内容に係る説明会を大学、独立行政法人、企業等（約 1,200 機関の計約 2,000 人）を対象に実施した。</p> <p>さらに、以下の団体に対して、会員事業者に会員誌やメールマガジン等によりガイドラインの内容について周知するよう平成 26 年 2 月に要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国中小企業団体中央会 一般社団法人日本科学機器協会 一般社団法人日本試薬協会

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="168 212 1294 292">イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止） (勧告要旨)</p> <p data-bbox="168 308 1294 419">文部科学省は、いわゆる「プール金」(注) といった科研費等の不正使用を防止する観点から、ガイドライン、研究機関使用ルール又は公募要領の改定、その他の適切な手段により、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="168 435 1294 619">① 研究機関に対し、アルバイト等の非常勤雇用者に係る謝金の支給について、研究室(者)と雇用者との間に不正の温床となる不適切な関係が生じることを防止する観点から、事務局自らが採用時における面談や勤務条件の説明を行い、又は出勤簿の日常的な管理を行うなど、事務局が行うべき具体的な実務面での対応を義務化し、事務局がその責任の下において適正かつ実効性のある雇用管理を実施するよう指導すること。</p> <p data-bbox="168 635 1294 778">また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。</p> <p data-bbox="168 794 1294 842">(注) 「プール金」とは、カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するものである。</p> <p data-bbox="168 858 257 882">(説明)</p> <p data-bbox="168 898 347 922">《制度の概要》</p> <p data-bbox="168 938 1294 1002">○ 研究機関は、カラ出張や出勤簿の改ざん等による不正を防止するため、非常勤雇用者の勤務状況確認等の取組が必要</p> <p data-bbox="168 1058 324 1082">《調査結果》</p> <p data-bbox="168 1098 1294 1169">○ 非常勤雇用者の雇用・勤務管理に関する事務局関与が徹底されていない例あり ・ 非常勤雇用者の勤務条件及び勤務状況の確認が未実施のもの (19 大学)</p>	<p data-bbox="1332 308 2089 722">ガイドラインに以下の事項を「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」、「文部科学省が実施すべき事項」、「配分機関が実施すべき事項」として明確に位置付けるとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の運用について（通知）」により、ガイドラインを各研究機関に通知し、所要の取組や関係者への周知を要請した。また、今後は各研究費の説明会等においても、ガイドラインにおける取組を各機関に対して要請する予定である。</p> <p data-bbox="1332 738 2089 1161">この中で、総務省の調査対象となった 61 機関を含むガイドラインの対象機関に対して、ガイドラインの履行を確保する方策として、「機関に実施を要請する事項」等に係る体制整備等の実施状況を把握するため「体制整備等チェックリスト」を今回のガイドライン改正に則し改訂することのほか、文部科学省が履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合（付与した管理条件が未履行の場合）は、間接経費措置額の減額等のペナルティ措置を講ずることとした。</p> <p data-bbox="1332 1177 2089 1449">今後、平成 26 年の秋頃を目途に、文部科学省が、ガイドラインの履行状況に係る調査を行い、機関に対して適切な指導、助言を行う予定である。また、平成 27 年度以降においては、履行状況調査等の結果を踏まえて、厳正な指導やペナルティ措置を講じる予定である。なお、ペナルティ措置を講ずる際は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事</p>

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>項」の実施の有無を基準に厳格な運用を図る予定である。</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施すること <p>(実施上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要であること <p>(文部科学省が実施すべき事項)、(配分機関が実施すべき事項)(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインにある「機関に実施を要請する事項」等の履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管理条件の付与 <p>文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。</p> (イ) 間接経費の削減 <p>配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判</p>

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="168 1082 302 1109">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="168 1129 1294 1321">② 物品管理の適正化を図るため、研究機関として管理すべき物品の区分基準を作成し、研究機関に対し、当該基準を示すとともに、これに沿った取組を徹底するよう指導すること。 その際、過去複数の不正事案が生じたパソコン等換金性の高い物品の扱いについては、管理の徹底が図られるよう十分留意するものとする。</p> <p data-bbox="168 1329 1294 1385">(注) 「プール金」とは、カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するものである。</p>	<p data-bbox="1429 212 2087 339">断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。</p> <p data-bbox="1429 355 2087 483">間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引き上げる(上限は間接経費措置額の15%とする)。</p> <p data-bbox="1384 499 1597 531">(ウ) 配分の停止</p> <p data-bbox="1429 547 2087 722">間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。</p> <p data-bbox="1339 786 2087 1058">また、科研費では、「研究機関使用ルール」について、ガイドラインを踏まえた改正を平成26年4月に行い、同月の交付内定時に各機関に通知した。さらに、6月下旬から7月上旬にかけて全国7地区で開催予定の科学研究費助成事業実務担当者向け説明会等においても、周知を図る予定である。</p> <p data-bbox="1339 1129 2087 1401">科研費については、ガイドライン、国立大学会計基準及び物品管理に関する研究機関の実態を踏まえ、「研究機関使用ルール」に、研究機関において設備・備品として管理すべき物品の基準(取得価格50万円以上かつ耐用年数1年以上の物品及び換金性の高い物品)を平成26年4月に明記し、同月の交付内定時に各機関に通知した。</p> <p data-bbox="1373 1417 2087 1449">また、ガイドラインに以下の事項を「機関に実施を要請す</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者は、科研費により購入した設備備品を研究機関に寄付する必要 ○ 研究機関は、研究者から寄付された設備備品を適切に管理する必要 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 購入設備備品管理に関する事務局関与が徹底されていない例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関管理とする設備備品の基準額は大学により 1 万円から 50 万円と区々 ・ 中には換金性の高いパソコンが多数所在不明であることが判明後も基準額 (50 万円) の見直しを行わず、金額に応じてパソコンを消耗品と区分しているものあり 	<p>る事項」及び「実施上の留意事項」として明確に位置付けるとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) の運用について (通知)」により、同ガイドラインを各研究機関に通知し、所要の取組や関係者への周知を要請した。また、今後は各研究費の説明会等においても、ガイドラインにおける取組を各機関に対して要請する予定である。</p> <p>この中で、総務省の調査対象となった 61 機関を含むガイドラインの対象機関に対して、ガイドラインの履行を確保する方策として、「機関に実施を要請する事項」等に係る体制整備等の実施状況を把握するため「体制整備等チェックリスト」を今回のガイドライン改正に則し改訂することのほか、文部科学省が履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合 (付与した管理条件が未履行の場合) は、間接経費措置額の減額等のペナルティ措置を講ずることとした。</p> <p>今後、平成 26 年の秋頃を目途に、文部科学省が、ガイドラインの履行状況に係る調査を行い、機関に対して適切な指導、助言を行う予定である。また、平成 27 年度以降においては、履行状況調査等の結果を踏まえて、厳正な指導やペナルティ措置を講ずる予定である。なお、ペナルティ措置を講ずる際は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事項」の実施の有無を基準に厳格な運用を図る予定である。</p> <p>(機関に実施を要請する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換金性の高い物品については、適切に管理する。

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>(実施上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。 <p>(文部科学省が実施すべき事項)、(配分機関が実施すべき事項) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインにある「機関に実施を要請する事項」等の履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管理条件の付与 <p>文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。</p> (イ) 間接経費の削減 <p>配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。</p> <p>間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引き上げる（上限は間接経費措置額の15%とする）。</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、科研費等の適正な執行を確保する観点から、研究機関における実効性のある研究費の管理・監査体制を構築させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ガイドラインに基づく不正防止計画の策定、関係者の意識向上及び不正が発生した場合の対応の明確化等に係る体制整備が不十分な研究機関に対し、その整備の徹底を図るため、ガイドラインで示している間接経費の削減等の是正措置の適用ルールを明確化した上で、厳正な指導を行うこと。</p> <p>また、当該是正措置の適用の前提となる体制整備状況の的確な把握のため、現行の「体制整備等チェックリスト」による報告事項を見直すことを含め、必要な追加措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 研究機関は、不正防止計画の策定、関係者の意識向上の徹底、不正な取引に関与した業者への取引停止等処分方針の策定等公的研究費の管理・監査体制の整備が必要</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 公的研究費の管理・監査体制の整備等が不十分な例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正防止計画を作成していないもの (8大学) ・ 関係者の意識向上のための研究者及び事務職員の行動規範が未策定のもの (2大学) ・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めていないもの (4大学) 	<p>(ウ) 配分の停止</p> <p>間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。</p> <p>ガイドラインに以下の事項を「文部科学省が実施すべき事項」、「配分機関が実施すべき事項」として明確に位置付けるとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の運用について（通知）」により、同ガイドラインを各研究機関に通知し、所要の取組や関係者への周知を要請した。また、今後は各研究費の説明会等においても、ガイドラインにおける取組を各機関に対して要請する予定である。</p> <p>この中で、総務省の調査対象となった 61 機関を含むガイドラインの対象機関に対して、ガイドラインの履行を確保する方策として、「機関に実施を要請する事項」等に係る体制整備等の実施状況を把握するため「体制整備等チェックリスト」を今回のガイドライン改正に則し改訂することのほか、文部科学省が履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合（付与した管理条件が未履行の場合）は、間接経費措置額の減額等のペナルティ措置を講ずることとした。</p> <p>今後、平成 26 年の秋頃を目途に、文部科学省が、ガイド</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>○ 文部科学省が、毎年、大学等研究機関から報告を求める体制整備等チェックリストには、研究者及び事務職員の行動規範の策定状況等について直接、該当するチェック項目がないため、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況を把握しにくい状況</p>	<p>ラインの履行状況に係る調査を行い、機関に対して適切な指導、助言を行う予定である。また、平成 27 年度以降においては、履行状況調査等の結果を踏まえて、厳正な指導やペナルティ措置を講じる予定である。なお、ペナルティ措置を講じる際は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事項」の実施の有無を基準に厳格な運用を図る予定である。</p> <p>(文部科学省が実施すべき事項)、(配分機関が実施すべき事項) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインにある「機関に実施を要請する事項」等の履行状況について調査を行い、有識者による検討も踏まえ、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管理条件の付与 <p>文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。</p> (イ) 間接経費の削減 <p>配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。</p> <p>間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引き上げる（上</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>② 上記①により講じた措置、科研費実地検査等により判明した改善すべき事項等については、文書による指導を行う際の基準を明確にし、口頭で指導する場合においてもその内容を記録として残すこと。</p> <p>また、それら指摘した内容については、研究機関においてその後の確実な改善が図られるよう、フォローアップに係る事務手順を整備し、フォローアップを的確に実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）では、配分機関として科研費の不正使用の防止及び適正な執行の徹底を図るため、毎年度、研究機関における経費管理・監査の実施状況について、科研費実地検査を実施</p> <p>○ 科研費実地検査の結果、研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導し、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティを実施</p>	<p>限は間接経費措置額の15%とする)。</p> <p>(ウ) 配分の停止</p> <p>間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。</p> <p>また、研究機関における研究費の管理・監査に係る体制整備状況の的確な把握のため、ガイドラインの改正内容を踏まえ、「体制整備等チェックリスト」を平成26年6月を目途に改訂する予定である。</p> <p>科研費では、ガイドライン及び「体制整備等チェックリスト」の改訂を踏まえ、平成26年7月を目途に実地検査のためのチェックリストを見直す予定である。</p> <p>また、実地検査における指摘事項の記録を文部科学省・配分機関及び研究機関で共有し保管する方向で検討しており、文書による指導を行う際の基準を策定した上で、平成26年8月以降実地検査を実施する予定である。</p> <p>さらに、フォローアップを含めた実地検査の事務手順を平成26年7月までに定め、同月作成予定の「研究機関用ハンドブック」により研究機関に対し明示する予定である。</p>

勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省及び学術振興会による科研費実地検査では、文書による指導やペナルティを実施した実績はなく、また、口頭による指摘は行っているとしているが、指摘事実、指摘内容等を確認できる資料は未保存 ○ 調査した大学における科研費実地検査についてみると、文部科学省等では、文書による指導を行っていないこともあり、主体的に改善措置状況の事後確認を未実施 <p>2 科研費（直接経費）の効果的な活用の推進 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、科研費の効果的かつ計画的な執行を確保し、無駄な使用を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 科研費を返還することにより、以後の科研費の審査において不利益が生じないことについて、研究機関使用ルール、「科学研究費補助金文科省（学振）研究者使用ルール（補助条件）」などに明記すること。その上で、研究機関に対し、繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費が計画的に執行されるよう管理を徹底させること。</p> <p>また、研究機関に対し、上記の制度を活用してもなお研究期間終了の一定程度前の時点において研究費に残額が生じる余地があるとみられる場合は、その後の研究者の発注申請の適切性について事務局が厳正に判断するなど事務局がその責任の下で研究費を厳格に管理する体制において、無駄に使い切ることなく、配分機関に返還することを徹底させること。</p> </div> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科研費は、当初予定した研究を完了しても研究費に残額が生じた場合、返還が可能 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度末に高額機器や多数のパソコン等を購入している例あり (4大学) ○ 年度末に研究費の3割以上執行している例あり (14大学) 	<p>文部科学省が講じた改善措置状況</p> <p>「研究機関使用ルール」、「研究者使用ルール」に、研究費に残額が生じる場合は返還する旨を平成26年4月に明記し、同月の交付内定時に各機関に通知した。さらに、平成26年6月下旬から7月上旬にかけて全国7地区で開催予定の科学研究費助成事業実務担当者向け説明会等においても、周知を図る予定である。</p> <p>また、「研究者用ハンドブック」に、研究費を返還してもその後の科研費の審査において不利益が生じない旨を平成26年4月に明記し、同月にはホームページに公表した。さらに、平成26年6月頃の科研費の交付決定時に研究代表者に当該ハンドブックを送付する予定である。</p> <p>繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費が計画的に執行されるよう管理を徹底すること、研究費に残額が生じる場合は研究者の発注申請の適切性について事務局が厳正に判断しつつ配分機関に返還することについて、今後、平成26</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>○ 研究者の中には、研究費の残額を返還した場合には、その後の研究課題の採択等に悪影響が及ぶことを懸念する向きもあり、返還に対する研究機関や研究者の不安を払しょくすることも必要</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 基金化された科研費については、研究機関において、年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とするなどの取扱いが行われないよう、基金化の導入の趣旨にのっとり運用の徹底を図ること。</p> </div> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 基金化された科研費は、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく次年度に使用することが可能</p> <p>○ 基金化されていない科研費についても、「調整金」の枠が設けられ、繰越制度の要件に合致しない場合等において、次年度使用や前倒し使用が可能</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 基金化された科研費についても、原則として年度単位で物品購入に関する経費使用期限を設定している例あり</p>	<p>年6月下旬から7月上旬にかけて全国7地区で開催予定の科学研究費助成事業実務担当者向け説明会等において周知を図る予定である。</p> <p>また、ガイドラインにおいても「実施上の留意事項」として、以下の事項を明記し、研究費の効果的かつ計画的な執行を促している。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。 <p>基金化された科研費については、研究機関において、年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とするなどの取扱いが行われないよう、基金化の導入の趣旨にのっとり運用について、平成26年6月下旬から7月上旬にかけて全国7地区で開催予定の科学研究費助成事業実務担当者向け説明会等において周知の徹底を図る予定である。</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>3 間接経費の使途の透明性の確保 (勸告要旨)</p> <p>文部科学省は、間接経費導入の趣旨を踏まえ、研究機関における間接経費の計画的かつ適正な執行及び使途の透明性を確保するため、各府省と連携しつつ、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研究機関における間接経費の使用に関する方針等の作成状況、執行管理方法、執行実績報告書の作成方法等に係る実態を十分に把握した上で、研究機関に対し、間接経費の適正な管理や効果的な運用のために必要な事項を具体的かつ体系的に示すこと。その際、次の内容を含めること。</p> <p>i) 研究機関が間接経費を研究者に配分する場合において、直接経費で充当されるべきものに間接経費が充当されることを防止するため、事務局が構築・運用すべきチェック体制</p> <p>ii) 間接経費の趣旨及びその使途に関する研究者への周知方法</p> <p>② 上記①で示した事項を基にしつつ、科研費実地検査等において間接経費についても十分調査することとし、問題のある研究機関に対しては指導を徹底すること。</p> <p>また、指導の結果等を踏まえた間接経費の運用状況に係る評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に配分される間接経費（研究費である直</p>	<p>競争的資金制度を所管する関係府省と連携しつつ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」という。）について平成 26 年 5 月 29 日に改正し、研究機関における間接経費の使用に関する方針等の作成状況、執行管理方法、執行実績報告書の作成方法等について実態を把握する予定である。</p> <p>また、今後、研究機関における間接経費の使用に関する方針等の作成状況等の実態を踏まえ、直接経費で充当されるべきものに間接経費が充当されることを防止するために事務局が構築・運用すべきチェック体制や間接経費の趣旨及びその使途に関する研究者への周知方法等間接経費の適正な管理や効果的な運用に必要な事項を具体的に共通指針に盛り込むことについて検討を行う予定である。</p> <p>共通指針の改正内容を踏まえ、文部科学省では、科研費実地検査のチェックリストを見直し、平成 26 年 8 月以降実施する実地検査から、間接経費の運用状況等についても十分調査を行い、問題のある研究機関に対する指摘事項を記録し文部科学省・配分機関及び研究機関で共有し保管する方向で検討しており、実地検査のフォローアップを通じて適切に対応</p>

勸告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>接経費の 30%(に当たる額) は、研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用することとされ、直接経費で充当すべきものは対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被配分機関は、間接経費の使用に関する方針等を作成し、それにのっとり計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知することが必要 ○ 配分機関は、間接経費の運用状況について、一定期間ごとに評価を実施 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的・適正な執行の前提である使用方針が未作成の例あり (7 大学) ○ 間接経費の使途を研究者に未周知の例あり (24 大学) ○ 文部科学省では、大学における使用実態を未把握で、運用状況の評価も未実施 	<p>する予定である。</p> <p>また、間接経費の運用状況に係る評価(間接経費の使途や、研究機関全体の機能強化への活用状況など)及び結果の公表については、実地検査の状況等を踏まえつつ平成 26 年度中に方法を検討し、具体的作業に着手することとしている。</p>